

大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 府は、大阪府内に所在する私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に就園する障がいのある幼児（別表1に規定する対象となる障がい幼児に限る。以下「障がい幼児」という。）の特別支援教育の充実を図るため、予算の定めるところにより、障がい幼児を就園させている設置者（別表2に規定する対象となる設置者に限る。以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（補助事業及び対象経費）

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、幼稚園等における障がい幼児の特別支援教育の充実を図るための事業とする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする年度の5月1日時点で就園する幼稚園等における障がい幼児の教育・保育に直接必要な経費で次の各号に掲げる経費とする。ただし、大阪府私立幼稚園経常費補助金に係る経費、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金に係る経費、国又は地方公共団体等の他の補助事業の対象となる経費は除く。
- (1) 人件費
 - (2) 教育研究経費

（補助金の額）

- 第3条 補助金の額は定額とし、補助金の交付を受けようとする年度の5月1日現在に就園する障がい幼児について、医学上又は心理学上の診断書等に基づき教育長が判定する幼児数に、教育長が毎年度別に定める額を乗じて得た金額以内の額とする。

（補助金の交付の申請）

- 第4条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を教育長に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助対象経費内訳書（様式第1号の2）
 - (2) 障がい幼児一覧表（様式第1号の3）及び医学上又は心理学上の診断書等の写し
 - (3) 保護者説明等実施状況報告書（様式第1号の4）
 - (4) 特別支援教育担当教職員調査票（様式第1号の5）
 - (5) 要件確認申立書（様式第1号の6）
 - (6) 暴力団等審査情報（様式第1号の7）

- 3 第1項の補助金交付申請書は、毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の条件等）

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

- 4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、別表3のとおりとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした設置者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金の不交付等）

第7条 教育長は、幼稚園等の管理運営が適正を欠き、補助の目的を有効に達成することができないと認めたときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

（補助金の交付）

第8条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、毎年度別に定めるところにより、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に補助金（概算払）交付請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第4号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

- 2 前項の補助金実績報告書には、補助対象経費内訳書（様式第4号の2）を添付しなければならない。

（補助金の交付を受けた設置者の責務）

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、特別支援教育の充実を図るため、積極的かつ継続的に取り組まなければならない。

（学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者）

第11条 学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者については、前条までの規定のほか、別表4の規定に従わなければならない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別表1 対象となる障がい幼児

施設	類型		対象となる障がい幼児
幼稚園（認定こども園を除く）	—		在園児
幼稚園型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園	単独型	1号及び2号に該当する在園児
		接続型	1号及び2号に該当する在園児
		並列型	1号及び2号に該当する在園児
幼保連携型認定こども園	認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園	旧接続型	1号及び2号に該当する在園児
		旧並列型	1号に該当する在園児
	平成27年4月1日以降に、認定こども園法第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園		1号に該当する在園児

※在園児とは、補助金の交付を受けようとする年度の5月1日時点の在園児

をさす

※ 1号、2号とは、補助金の交付を受けようとする年度の5月1日時点の子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号）をさす

※ 単独型とは、認定こども園法第3条第2項第1号に規定する幼稚園をさす

※ 接続型とは、認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設をさす

※ 並列型とは、認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設をさす

※ 旧認定こども園法とは、認定こども園法の施行の際現に存する認定こども園法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律をさす（以下、同じ）

※ 旧接続型とは、認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、旧認定こども園法第3条第2項第1号ロの連携施設をさす

※ 旧並列型とは、認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、旧認定こども園法第3条第2項第1号イの連携施設をさす

別表2 補助金の交付対象となる設置者

設置する施設の種類	対象となる設置者
幼稚園（認定こども園を除く）	設置者の形態は問わない
幼稚園型認定こども園	学校法人
幼保連携型認定こども園	学校法人
※ 上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も交付対象とする。	

別表3 補助金の交付の条件等

項目	設置者区分	
	学校法人	学校法人以外
共通事項	補助金は、第2条第2項に規定する経費に充当しなければならない。 補助事業の執行状況についての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。	
提出書類	学校法人は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、翌年度の	学校法人以外の幼稚園の設置者は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠した資金収支計算書等を作成し、毎年度別に指定する日までに教育長に提出しなければならない。 ただし、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金を受ける設置者は除く。

	収支予算書とともに、毎年度別に指定する日までに教育長に提出しなければならない。 なお、計算書類には、教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、教育長の許可を受けたときはこの限りでない。 ただし、大阪府私立幼稚園経常費補助金を受ける設置者は除く。	
備える書類と保存期間	学校法人においては学校法人会計基準に基づく帳簿を備えるほか、補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。	学校法人以外の幼稚園の設置者においては補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備えるほか、補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
備考	学校法人以外の上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も、学校法人と同じ条件とする。	—

別表4 学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者の付加規定

項目	
補助金の不交付	教育長は、学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者のうち補助金の交付を受けた者が、学校法人化のための努力を払っていないと認められる場合には、当該幼稚園等に係る補助金は交付しないものとする。また、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した

	日において、当該補助金に係る幼稚園等を学校法人によって設置していない場合は、当該年度以降当該幼稚園等に係る補助金は交付しないものとする。
補助金の交付を受けた設置者の責務	学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者のうち補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該幼稚園等が学校法人によって設置されるよう努めなければならない。
学校法人化状況報告	学校法人以外で学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者のうち補助金の交付を受けた者は、当該幼稚園等の学校法人化の状況について、当該交付を受けた年度の翌年度の5月31日までに、学校法人化状況報告書（様式第5号）により、教育長に報告するものとする。